

屋外型トレーニングセンター機能強化整備検討・設計業務企画提案競技実施要領

1 目的

屋外型トレーニングセンターの保安性や利便性の向上に向けた観客席などの附帯設備設置の検討・設計を実施するもの。

2 企画提案及び契約の手順

企画提案競技参加資格を有する事業者から公募により本業務に関する企画提案を受け、県において内容の審査を行った上、総合的に最も優れた内容と認められた者と随意契約を締結する。

3 委託業務の概要

(1) 業務名 屋外型トレーニングセンター機能強化整備検討・設計業務

(2) 業務内容 屋外型トレーニングセンター機能強化整備検討・設計業務委託仕様書による

4 参加資格

以下の全てを満たす者

- (1) 県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第369号）第7条に規定する建設業者等有資格業者名簿に調達区分がコンサル（建築設計）として掲載されている者、もしくはこの委託業務と同種、同規模以上の業務の実績を有する者。
- (2) 平成26年4月1日以降に国、県、市町村が発注する屋外型トレーニングセンター（総工費約18億円）と同規模以上のスポーツ施設における建築設計委託業務の受注実績がある。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- (5) 企画書等の提出の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (6) 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
- (7) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないこと。
- (8) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について、特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

5 委託費用（委託上限額）

15,400,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は契約時の予定価格を示すものではない。

※履行までに要する全ての経費を含む。

6 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

7 日程

① 実施公告	令和6年4月11日（木）
② 企画提案競技参加表明書提出期限	令和6年4月22日（月）午後5時
③ 質問書受付期限	令和6年4月24日（水）午後5時
④ 企画提案書等提出期限	令和6年4月26日（金）午後5時
⑤ 審査	令和6年4月30日（火）
⑥ 審査結果通知	令和6年5月上旬予定

8 事務を担当する部局

〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1

宮崎県商工観光労働部 観光経済交流局

スポーツランド推進課 スポーツキャンプ推進担当

電話 0985-26-7108 FAX 0985-44-4730

E-mail sportsland@pref.miyazaki.lg.jp

9 企画提案競技への参加申込

本企画提案競技に参加を希望する者は、別紙「企画提案競技参加表明書」（様式第1号）を提出すること。

- (1) 提出場所 本要領8（事務を担当する部局）の場所
- (2) 提出期限 令和6年4月22日（月）午後5時
- (3) 提出方法 電子メール又はFAX
※送信後、電話にて受信の確認を行うこと。

10 質問及び回答

- (1) 提出方法 電子メール、FAX、持参又は郵便とする。ただし、持参又は書留郵便以外の場合は、電話にて県に到着の確認をすること。また、質問には様式第2号を用いること。
- (2) 提出場所 本要領8（事務を担当する部局）の場所
- (3) 提出期限 令和6年4月24日（水）午後5時
- (4) 回答方法 質問者に対して質問受付日より原則3日以内に回答するものとする。ただし、仕様書等の変更に係る回答については、企画提案競技参加者全員に回答する。
- (5) 質問内容 原則として、当該業務に係る内容や応募手続き等に関する事項に限る。次の質問は受け付けない。
 - ・他の応募者の提案書提出状況に関する内容
 - ・積算に関する内容
 - ・採点に関する内容

11 企画書等提出

- (1) 提出書類 下記①から⑨を1セットとし、これを企画書と呼ぶ。
 - ① 企画提案競技参加申込書（様式第3号）
 - ② 事業者概要（様式第4号）

※連合体の場合は、連合体の構成員についても提出すること。

③ 企画提案書（様式任意）

④ 同種又は類似業務受注実績（様式第5号）

同種又は類似業務とは、過去5年間（平成31年4月1日～令和6年3月31日）における、同種又は類似業務を指す。

※ 自治体、観光連盟等から受託したものを記載すること。

⑤ 委託業務実施体制（様式第6号又は様式任意）

（業務上の協力事業者等があれば、その内容や体制も併せて記載）

⑥ 見積書及び見積明細書（様式任意）

ア 委託業務の積算内容が分かるように記載すること。

イ 宛名は「宮崎県知事 河野 俊嗣」とする。

⑦ 誓約書（様式第7号）

⑧ 納税証明書（県税に未納がないことの証明）

※宮崎県内に本店又は支店等の事業所を有する場合に限り提出すること。

⑨ 個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（様式第8号）

※宮崎県内に居住している者を雇用している場合に限り提出すること。

（2）企画書の提出方法

① 提出場所 本要領8（事務を担当する部局）の場所

② 提出期限 令和6年4月26日（金）午後5時

③ 提出方法 持参又は送付（送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。なお送付の場合であっても、令和6年4月26日（金）午後5時必着とする。）

（3）作成にあたっての留意点

① 応募する企画書は1案に限る。

② 企画書の提出部数は1部（押印すること）とし、11企画書等提出（1）提出書類で示した①～⑥については7部を提出すること。ただし、押印が必要なものについては、原本を1部とし、残り6部はコピーでの提出も可とする。その際は、原本とコピーで区別できるようにして提出すること。

③ 提出後における企画書の再提出、差し替えは一切認めない。

④ 企画提案書は次のとおりとする。

・原則としてA4版で作成すること。

・その他契約額の範囲内で、本事業の趣旨を実現するため、他に効果的な追加提案があれば記載すること。

・実施スケジュール及び実施体制を記載すること。

・観客席設置比較検討業務について、比較検討を行う常設観客席の規格及びラフスケッチや他施設の写真などを用いて完成イメージを記載するとともに、仮設観客席及び移動式観客席のメーカー・品番を記載すること。

・東屋、防犯用門扉、砂利敷き駐車場については、規格及びラフスケッチや他施設の写真などを用いて完成イメージを記載すること。

12 審査

書類審査による企画提案競技方式とし、提出された企画提案について、次のとおり審査を行い、最も優れた提案者を選定する。

（1）審査委員会

企画提案の審査は、審査委員会において審査する。

(2) 審査手順

提出された企画提案書及び見積書等の書類審査を実施し、最も優れた提案を選定する。

(3) 審査基準

別紙「審査基準書」のとおり

(4) 選定結果の通知

選定結果については、採択・不採択にかかわらず全員に通知する。

(5) 契約の締結等（契約締結候補者との協議）

審査結果をもとに最も優れた提案を行った提案者との間で、本委託業務の実施に関して必要な協議を行う（その際企画提案書の内容は、協議の上変更する場合がある。）ものとする。なお、候補者との間で協議が合意に至らない場合は、次の審査結果上位者と協議を行う。

契約保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

13 その他留意事項

- (1) 本企画提案競技及び本業務委託を通じて、法令を遵守すること。
- (2) 企画提案に要する一切の費用は、本企画提案に参加する者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等は、提案者に無断で使用しない。
- (5) 応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (6) 応募者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ①参加申込書等の提出以降契約締結までに、本要領中「4 参加資格」に定める要件の一つでも満たさなくなった場合、又は満たしていないことが判明した場合
 - ②提出期限内に企画提案書の提出がなされなかった場合
 - ③提出書類に虚偽の記載をした場合
 - ④審査の公平性に影響を与える行為を行った場合
- (7) 企画提案書の著作権は提案者に帰属する。なお、企画提案書の記載に際し、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- (8) 契約手続きに要する費用は受託者負担とする。
- (9) 決定した業者の提出した企画書の内容は、協議の上変更することがある。